

第 1 4 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 9 月 5 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
6 番	豊 田 佐智子	7 番	伊 藤 透
8 番	大 宮 茂 男	1 0 番	染 谷 茂
1 2 番	谷田貝 和 代	1 3 番	村 越 等
1 4 番	山 崎 明 久	1 5 番	日 暮 悟
1 6 番	遠 藤 秀 生		

1 6 名 中 1 3 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
1 9 番	林 敏 夫	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美智子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 8 番	嶋 田 等
2 9 番	江 口 武	3 0 番	鈴 木 幸 夫
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名 中 1 3 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

5 番	坂 卷 洋 行	9 番	成 嶋 君 美
1 1 番	橋 本 英 介	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主席 上 野 輝 子
主 任 寺 田 直 晃

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第4号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】

議案第5号 公売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第5条要件】

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(3) 公売買受適格証明書の交付について

(4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(5) 生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第14回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中13名、推進委員15名中13

名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程１，議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

谷田貝和代委員，日暮悟委員，よろしくお願いいたします。

次に、日程２，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、議案の審議に入ります。

今月の担当は、第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、大宮委員長よろしくお願いいたします。

大宮委員長 農地第２調査会は、去る９月１日，９月２日，令和７年度第６回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条４件，第４条１件，第５条６件，公売買受適格証明第３条要件１件，公売買受適格証明第５条要件１件，主たる従事者証明１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和７年５月に開催された第１０回総会の議案第１号及び第２号の計１３件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、4 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体として耕作したいため、また譲渡人は、高齢により、農業経営縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 2 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声がございましたので承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番及び 3 番につきましては、関連していますので一括して、調査

結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番及び3番について、ご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、農業経営縮小のため、所有権移転及び賃借権の設定を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、田●●筆合計●●㎡で、●●，●●，●●，●●，●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番及び3番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 地図にあるAの場所を通行、Bの畑に入るために借りるということなんですけども、全体を借りるのですか、それとも通行するところだけですか。

大宮委員長 全体です。

山崎委員 分かりました。

議長 その他ございませんか。はい、どうぞ。

村越委員 実際農業をやる人は、誰になるのでしょうか。

大宮委員長 代表と、雇われている人が数名います。

村越委員 代表以外にも何人もいますか。

大宮委員長 面接の時に来た人が3人と、あと社長で4人ですかね。
あとはボランティアの人が手伝ってくれると言っていました。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番及び3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 4番について、ご報告します。

調査会資料は、20ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、農業経営規模拡大のため、また譲渡人は、住所地から遠く、農業経営規模を縮小したいため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

山崎委員 申請理由として、近隣農地と一緒に管理しやすいとありますが、近隣農地ではどういうものを作付けされているのですか。

大宮委員長 隣も●●さんですけども、今までの●●さんですと●●とか●●，●●ですか。この隣は確か資材置場，その反対側も資材とか重機置場になってますね。

山崎委員 近い農地というのはどの辺にあるのですか。

大塚副委員長 多分農地のことではなくて、今買おうとしている所の上が事務所なのですよね。事務所と，あと所有農地が周りにあって，そこから近くが耕作しやすいということだと思います。

山崎委員 耕作しやすいのではなく管理しやすいということですね。分かりました。

議長 その他ございませんか。はい，どうぞ。

鈴木委員 ●●は既にもう農業を営んでるということで，営農計画書を出されてはいないんですけども，単に●●と書かれるだけですね。●●，●●は土地を借りたり，それから取得するなりして拡大してきているようです。営農している内容は●●とか●●とかということで申請が出されています。実際にそれだけの土地を取得して，●●や●●を植えて，どういう農業経営をやっているかどうかなどを過去にお聞きになったことがあれば教えていただければと思います。

大宮委員長 今までの●●にしても●●にしても，多分収入は得られていないと思います。いずれにしても果樹ですので，植えてすぐお金になるものではないと思います。また，客土というか，赤土であまり肥料も入っていないようなので，そんなには大きく育ってない感じです。ただ，除草とかの管理はちゃんとしているようです。

山崎委員 今の質問なのですが、私が参加する調査会の時に、ちょうど●●について、あまり収入にならないという話を聞きました。一応、道の駅などに声をかけており、そこで売りたいという話は聞いたことがあります。

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番から15番につきましては、関連していますので一括して、調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 5番から15番について、ご報告します。

調査会資料は、25ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、自己所有地と近く、管理しやすいため、また各譲渡人は、高齢もしくは遠方などによる農業経営縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

5番から15番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、５番から１５番を承認いたします。

議案第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

１番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 １番について、ご報告します。

調査会資料は、３４ページからになります。

本件は、貸資材置場及び車両置場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・１種・３種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断しました。

●●を販売している有限会社が、●●にある●●として使用している既存施設を返却することとなり、新たに●●を必要としていたところ、申請地が、現在の置場から遠くなく、資材を置けるだけの広さがあり、また交通の便も良いため、申請人に対し、新たに資材置場及び車両置場として賃借して使用したいと申出がありました。申請人は、申請地を整備してその会社に貸すため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、貸資材置場及び車両置場として、タイヤ●●本、ホイール●●本、乗用車●●台を既存施設から移動して置けるよう、場内は厚さ0.2mの砂利敷とします。進入路部分のみ、厚さ0.1mのコンクリート舗装を施工します。既設歩道ブロックは、切下げ工事を行い、車両が出入りできるようにします。

被害防除対策として、既存フェンス以外の外周に、高さ0.2～1mの新設ブロック1～5段を設置し、土砂流等の被害を防止します。法上部分及び道路との境には、新設丸木トラロープを設置します。雨水は、自然浸透とします。工事中は、誘導員を配置し、安全に配慮して工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 新設でブロック5段積むような計画になっていますけども、その上にまた法面があるということは、段差がよっぽどあるのですか。

大宮委員長 出入口より少し下がっているため、出入りしやすくするため、多少かさ上げするようです。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、39ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の近くで実施する物流倉庫新築工事に伴い、駐車場及びコンテナハウス設置用地として、令和6年12月に申請地に隣接する●●の農地転用許可を受けました。当初、ピーク時の乗用車の駐車台数を●●台と見込み、●●台を前回一時転用した土地、●●台を工事敷地内にて駐車する予定を立てました。しかし、工事が進むにつれて、工事敷地内での駐車スペースの確保が難しいことが判明し、なお●●台程度の駐車場が不足するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、該当敷地全体にブルーシートを敷き、その上に、●●

枚の敷鉄板を敷き込み，車両を●●台置きます。隣地境界部は，ピンを立て，トラロープで囲います。物流倉庫工事完了後は，設置したものを全て撤去し復元します。

被害防除対策として，雨水は，ブルーシートに60cm間隔の穴を複数箇所設け，自然浸透とします。道路との境界には，土のう袋を配置します。雨水や土砂流出防止のため，勾配を取りながら敷鉄板を設置します。重機旋回内立入禁止の徹底，ガードマンによる的確な誘導，入場時間の事前確認，アースの確認を実施します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声がございましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番について，ご報告します。

調査会資料は，44ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う，車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は，住宅地や事業用施設，公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営む法人で、●●を、自宅マンションの駐車場と自宅近くの月極駐車場を借りて保管しており、保管場所は●●台分です。現在、海外からの注文が多く、業務拡大中で、需要を考えると、常時●●台は保管できる駐車場が必要であり、申請地は、●●の●●、●●からほど近く、予定している保管台数を十分に確保でき、また輸出をメインとしているため、国道16号、柏インターを利用して、千葉港、横浜港への交通の便を考え、申請地を保管場所として利用したいため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、乗用車●●台を置きます。北側境界部分は、新設コンクリートブロック2段積みとします。埋立て等を行わず、整地して、厚さ150mmの砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。隣接地に農地はありませんが、工事中は、カラーコーン、ガードマンを配置し、トラブルが発生した場合は、当事者で解決します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番及び4番につきましては、一体の事業ですので、一括して、調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 3番及び4番について、ご報告します。

調査会資料は、49ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆合計●●㎡です。

該当地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地のうち、東側の●●番は、北側に接する道路より1mほど低い農地であるため、度々の豪雨時には、申請農地に流入してしまい、農作物の作付けや出入りに大変苦慮しております。西側の●●番も、北側道路より低く、西側から東側への緩やかな傾斜地となっています。このため、盛土整備をして、平坦な畑とするため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、西側の●●番を平らな畑地とし、東側の●●番を●●番と同じ高さまで盛土整備します。単純埋立方式で、覆土高さを1mとし、覆土部分を含めた全体の高さを0.9mから1.8mとします。

被害防除対策として、隣接地との高低差は、緩やかな法面にて処理し、法面の土砂が流出しないよう、十分な転圧を行います。雨水は、自然浸透により処理します。南側水路に向けて自然勾配があるため、土砂の流出を考慮して、法面上部には築堤を設けます。埋立工事搬入路出入口には、敷鉄板を施し道路敷部分を養生し、工事車両の出入りにも十分注意して、通行の支障にならないよう交通安全に努めます。工事期間中は、搬入車両の管理を行い、工事完了後は速やかに道路敷鉄板を撤去します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3 番及び 4 番について何か質問はございませんか。

鈴木委員 5 1 ページの地図ですけども、今回申請地で道路を隔てた反対側に 2 年ぐらい前に転用の許可を受けた場所があります。田を埋めて盛土を行った所で、大雨が降ると水が堆積してしまいます。今回の申請地については北側の法面から大量に水が流れてきたときに、道路に排水しないような形で側溝が設置されるということですかね。そして、計画地の右手の水路のほうに水が落ちていくというような計画として考えていいですかね。

大宮委員長 南側に排水路があるとともに、埋める所の下にも排水路があります。

大塚副委員長 ●●と●●の間に舗装されてる立派な道路がありますが、そこには水は行かないです。道路よりも●●の方が低くなっていますから、道路には水は行きません。

鈴木委員 道路上にどうしても水がたまるのではないかと心配です。

大塚副委員長 ●●と●●は道路よりも下がってますから、ほぼ●●の高さで●●，●●を埋めます。メインの道路の方には流れ込まないです。

鈴木委員 ●●の北側，ここに側溝ができるのですよね。道路側からでも敷地側からでも両方の排水がそこを通って，右側の水路に落ちていくということなのですね。

大塚副委員長 そうです。

鈴木委員 はい，分かりました。

議長 その他ございませんか。はい，どうぞ。

山崎委員 地図上に編み目状になっているところがあるのですが、そこは何か積んであるのですか。ちょうど道路の右の上側辺りに編み目状に描いてある部分があるのですけども、それは何の印ですか。

大宮委員長 それは道路ですよ。柏市の現況道路で。

山崎委員 道路なのですが、何か構造物があるのかと思って質問したのです。

大塚副委員長 何もないです。砂利道になっていましたが、特別な構造物は何もなかったです。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、3番及び4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 5番について、ご報告します。

調査会資料は、54ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、農業用資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

該当地は第1種農地となりますが、農業用施設の利用に供する場合の不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は、近隣の農地を利用するに当たり、申請地等を農機具等の資材置場として利用したいので、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、農業用の資材置場として、トラクター●●台、ロータリー●●台、3トンダンプ●●台、軽トラック●●台、普通車●●台、草刈り機、もみ殻、肥料等を置きます。申請地は、現在傾斜になって

おり，現状地盤より最大で2 m盛土し，埋立方法は，単純埋立にて，土面は転圧します。周辺との境界は，木ぐい，トラロープ等で囲います。進入路には，鉄板を敷設し，工事完了後には原状回復します。盛土地面には，厚さ20 cmの砕石を敷きます。

被害防除対策として，申請地の30度未満の法面部分は，種子吹き付け工法で施工します。雨水対策は，法面部分にます及び直径150 mmの塩ビ管を設置し，水路に放流します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

山崎委員 どこから入るのですか。埋立てして，道路の法面が出てるので，どこから入り口なのかがちょっと分かりづらいんで教えてください。

大宮委員長 道路の方から直接入る感じです。あと，工事ができれば南側の所から入るようになります。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番及び7番につきましては，一体の事業ですので，一括して，調

査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 6番及び7番について、ご報告します。

調査会資料は、59ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営んでいる法人で、●●に本社事務所を設け、●●番地で資材置場として作業場を設けていますが、資材や車両、重機等でかなり手狭な状態であり、既存の資材置場と隣接した申請地を共に利用するため、譲渡人に相談し、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、重機、2トン、4トントラック各●●台ずつを置きます。高低差があるため、出入口にスロープを設け、通路部分のみ鉄板敷とし、その他の部分は碎石敷にして施工します。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。工事中は、外部からの出入りがないようにします。境界部分の内側にブロックを2段積みにて施工し、土砂の流出を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

6番及び7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、6番及び7番を承認いたし

ます。

次の審議に入ります。

8 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 8 番について、ご報告します。

調査会資料は、64 ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2 種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営んでいる法人で、事業拡大に伴い、市内及び近隣市町村に業務が拡大し、重機や資材等の資材置場が手狭になっていたところ、譲渡人は、申請地を耕作をしておらず、また、譲受人の事務所に近いことから、資材置場として利用するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、油圧式ショベルカー●●台、3 トンダンプ●●台、軽トラック●●台や、現場資材等を置きます。厚さ20cmの碎石を敷き、転圧します。隣接地との境界には、トラロープと木ぐいで囲みます。

被害防除対策として、周辺農地の地権者と協議して迷惑が掛からないようにし、トラブルが起きた場合は、事業者が対処します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

8 番について何か質問はございませんか。

山崎委員 配置図を見るとビニールハウスというのが3棟あるみたいなのですが、これは現在あるのですか。ビニールハウスの中をトラロープが走っているようなことになっていますので。

大宮委員長 現在は1棟だけ残っています。他の2棟は今ないです。残っている1棟も壊すということです。

山崎委員 壊して農地の境にトラロープを張るということですね。

大宮委員長 そうということです。

山崎委員 はい、分かりました。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、8番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、69 ページからになります。

本件は、●●在住の申請人が農地取得目的で、東京国税局が行う公売に参加するため、公売買受適格証明書願を申請したものです。

買受けしようとする農地は、●●の田●●筆●●㎡です。

計画書では、●●を耕作する予定となっています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

嶋田委員 今回の申請人の方の年齢は●●歳なのですが、この方が●●からこちらへ通って作るということですか。

大宮委員長 そうです。

嶋田委員 奥さんと2人でやってるのですか。

大宮委員長 そうです。

嶋田委員 ●●を作るということは、200日となってるんで、ほとんど毎日通うということでのいいのですか。

大塚副委員長 次男の方が手伝っているというような話がありました。

大宮委員長 あと臨時でやっている人も1人いると。合計4人従事するそうです。

嶋田委員 分かりました。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「公売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第5条要件】」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、74ページからになります。

本件は、●●の法人である申請人が、農地の転用を目的として、千葉地方裁判所松戸支部が行う公売に参加するため、公売買受適格証明願を申請したものです。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

申請地周辺は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請人は、●●及び●●を営んでいる法人で、申請地は、交通の利便性に優れ、事業規模に適した面積を有しており、資材置場として極めて適した場所であるため、競売物件から選定し、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、土砂、砂利袋約●●袋、住宅設備資材、建築資材約●●台、工事で回収した廃棄予定の住宅設備約●●台、小型トラック約●●台を置きます。入口のブロックを壊して、進入路とします。

被害防除対策として、雨水等は、自然浸透により排水します。必要に応じて地形や既存地盤の勾配を活用し、水が滞留しないよう適切に管理します。資材の適正な配置と整理整頓に努め、安全管理を徹底します。隣地との境界には、3段コンクリートブロック塀を設け、土砂等が流出して隣地に影響を及ぼさないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

なお、申請者に対し、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

平川委員 ここの道に入るのは相当狭いと思います。資料には小型トラックと書いてあるのですが、入るのでしょうか。

大塚副委員長 近くに幼稚園か何かの送迎バスのマイクロが止まっていた。そのサイズまでは入れるみたいです。

平川委員 分かりました。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、79ページからになります。

本件は、●●在住の申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、

以上です。

1 番について何か質問はございませんか。

議案第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

計画番号第１番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●●の田●●●●筆、面積●●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第2番から第3番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権・賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第5番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する一般法人で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第7号について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので承認します。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第7号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長 ありがとうございました。

いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

10月2日，3日が調査会で，2日は午前9時から，3日は午後1時からです。場所は，両日ともに，分室3の第1会議室で行う予定です。担当は，農地第3調査会です。

10月8日午後1時から，農政部会を開催予定です。場所は，分室3の第4会議室で行う予定です。10月8日午後2時からが総会で，場所は，分室3の第4会議室です。

これをもちまして，第14回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

（午後3時30分閉会）